

# 軽自動車の名義変更・廃車手続きのご案内

軽自動車税は、4月1日現在、軽自動車の使用者または所有者に対して課税されます。

使用者・所有者が変更になった場合や転入・転出により住所が変更になった場合には名義変更を、車を使用しなくなった場合には廃車手続きを行ってください。

## ○原動機付自動車・小型特殊自動車(農耕作業用を含む)

届出先	役場税務出納課課税係(64-0526)または屈足支所(65-2111)
届出の種類	登録・廃車・名義変更
必要なもの	販売証明または譲渡証明等(車名・型式・車体番号のわかるもの)、印鑑

## ○四輪の軽自動車、二輪(125cc超～250cc以下)

届出先	軽自動車検査協会帯広事務所(050-3816-1768) 帯広市西19条北1丁目8番11号
届出の種類	登録・廃車・名義変更
必要なもの	必要な書類の詳細は、上記電話番号へご連絡ください。

## ○250ccを超える二輪の小型自動車

届出先	北海道運輸局帯広運輸支局(050-5540-2006) 帯広市西19条北1丁目8番4号
届出の種類	登録・廃車・名義変更
必要なもの	必要な書類の詳細は、上記電話番号へご連絡ください。

### ★手続きをしないとどうなる？

納税義務者の方がお亡くなりになっている場合には、名義変更または廃車手続きを行わないと相続人の方に納税通知書が送付されます。

車を使用しなくなった場合には、廃車手続きを行わないと軽自動車税がかかり続けます。

転入・転出による車検証の住所変更をしない場合には、車検証に記載された市町村から納税通知書が送付されます。

# 空き家活用促進制度を ご存知ですか！！



町では、町内の空き家の解消と定住の促進を目指し、町内の空き家を改修し賃貸する場合、もしくは空き家を購入し改修を行う場合に、改修に必要な費用に対し「奨励金」を交付する制度を実施しています。

空き家の改修を計画されている方は、本制度をご利用ください。なお対象となる住宅や交付の条件などは次のとおりです。

- ☆対象区域 新得町内全域
- ☆対象者要件
  - ・町税および使用料等、町に納付すべき公金が完納されていること。
  - ・住宅の所有者であること。
  - ・次の条件のどちらかを満たしている方
    - ①空き家を改修して他人に賃貸する方
    - ②空き家を購入し、1年以内に改修する方
- ☆対象の住宅
  - ・町内に存在する個人または法人が所有する専用住宅、併用住宅及び共同住宅で、現に居住していない住宅（空き家）
  - ・国、道および町等の行う事業により、移転補償または補助を受けていないこと。
  - ・住宅の建築に対する町の他の助成制度を受けていないこと。
- ☆奨励金額等
  - 空き家改修完了時に「奨励金」を交付
    - ・改修工事施工が町内の業者の場合  
改修工事に要した費用の30%以内の額（上限30万円）
    - ・改修工事施工が町外の業者の場合  
改修工事に要した費用の20%以内の額（上限20万円）
  - ※いずれも町内商品券「スマイルチケット」で交付します。
- ☆支給までの流れ
  - ・工事着工前に「交付申請書」に必要書類を添えて提出願います。
  - ・交付決定後、改修工事を行い、完了後「実績報告」を提出願います。
  - ・「奨励金」は工事完了後、実績報告を受けて金額を確定し、支給します。
- ☆提出書類
  - ・各申請書類に記載しています。（各種様式は、役場地域戦略室、役場屈足支所にあります。町のホームページからもダウンロードできます。）

## ◆◆お問い合わせ・連絡先◆◆

地域戦略室地域戦略係

TEL 64-0521

FAX 64-4013

E-mail: [chisen@town.shintoku.hokkaido.jp](mailto:chisen@town.shintoku.hokkaido.jp)

HP: <http://www.shintoku-town.jp/>



## 議会を傍聴(インターネット中継視聴)しましょう!



### 3月定例議会(予定)

4日(月)10:00	議案審議
13日(水)10:00	一般質問
18日(月)10:00	予算特別委員会
19日(火)10:00	予算特別委員会
22日(金)13:30	報告と議案審議

インターネットによる生中継を行っています。

録画中継を含め、延べ6,200人の方に視聴いただいています。

#### 【視聴方法】

新得町ホームページ ⇒ [新得町議会](#) ⇒ [議会中継](#) をクリック

※YouTube(ユーチューブ)社の映像配信サービスを利用しています

注意事項及び免責事項を必ずお読みください

(議会事務局 64-0524)

## 第19回統一地方選挙

### 4月21日(日)は、 町議会議員選挙の投票日です。

「私たちの暮らしにつながる大事な選挙です。  
大切な1票を無駄にしないよう、みなさん  
そろって投票に行きましょう!」

#### 町議会議員立候補予定者説明会

とき 3月25日(月) 午前10時

ところ 新得町役場 大会議室(3階)

※立候補予定者または、代理のかたは必ず出席  
してください。(1~2名)

(新得町選挙管理委員会 64-5111)

## 林地台帳制度がスタートします!

森林法の一部改正により創設された林地台帳制度が4月から運用開始となります。林地台帳は森林の土地の所有者や所在等に関する情報等を整備し、公表するものです。

申請により、林地台帳及び地図の閲覧(所有者情報除く)ができます。また、所有者または森林経営計画の認定を受けている方は申し出により、所有者情報を含む情報提供を受けることができます。

なお、林地台帳及び地図は、森林の土地の権利や所有の境界を確定するものではありません。また、森林の土地の売買等に係る証明資料として用いることはできません。



閲覧・情報提供を希望される方は林務係までお問い合わせください。

(産業課林務係 64-0525)

## 「新得町議会議員選挙」の投票立会人を募集します

4月21日（日）投開票の「新得町議会議員選挙」の投票にあたって、みなさんに政治や選挙に関心をもっていただき、選挙をもっと身近なものに感じていただけるよう、期日前投票期間中及び投票日当日の立会人を、それぞれ募集いたします。

※候補者が定数以内となった場合は無投票当選となり、投票がありませんので、ご了承ください。

### 【投票立会人とは？】

有権者の代表として、投票が公正・適正に行われているかどうかを確認することが、役目です。

### 【期日前投票期間中の投票立会人】

- ◆従事日 平成31年4月17日（水）～4月20日（土）までの期間で、希望される日  
※ご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。
- ◆従事時間 午前8時30分～午後8時（昼食、夕食は弁当を用意します）
- ◆従事場所 新得町役場
- ◆報酬 10,100 円（交通費含む）※所得税が源泉徴収されます
- ◆募集人数 8名以内（1日につき2名）



### 【投票日当日の投票立会人】

- ◆従事日 平成31年4月21日（日）
- ◆従事時間 午前6時45分～午後7時（昼食、夕食は弁当を用意します）  
（レディースファームスクール、佐幌農業会館、屈足農村環境改善センターにおける投票所は午後6時、富村牛小中学校は午後4時まで）
- ◆従事場所 ご自身が投票に行く投票所
- ◆報酬 10,100 円（交通費含む）※所得税が源泉徴収されます
- ◆募集人数 14名（各投票所につき2名 ※全部で7投票所）

### 【共通事項】

- ◆応募資格 町内在住で、新得町選挙人名簿に登録されている方
- ◆提出書類 投票立会人申込書  
※申込書は、新得町選挙管理委員会事務局（新得町役場2階）、屈足支所にあります。  
また、町ホームページからもダウンロードできます。
- ◆応募方法 申込書を上記場所に持参するか、郵送またはFAX(64-4013)で応募ください。
- ◆提出期限 平成31年3月22日（金）《必着》
- ◆応募者多数、または一つの投票所で定数以上の応募があった場合は抽選となります。  
なお、締め切り後、応募をいただいた方全員に結果を通知します。
- ◆問い合わせ先 新得町選挙管理委員会事務局 電話：64-5111

〒081-8501 新得町3条南4丁目26番地

HPアドレス <http://www.shintoku-town.jp/>



# 4月7日(日)は 北海道知事選挙 北海道議会議員選挙の投票日です。

この選挙は、私たちの意思を道政に反映させる大切な機会です。  
大切な一票を投票しましょう！

## あなたの投票所は

投票区名	投票所名	区 域(町内会)
第1投票区 7:00~ 19:00	新得町公民館	末広、永交、同和、常盤、南進、東進、公営、東泉、平和、共栄、新栄、中和、更生の1、更生の2、昭和、友愛、親交、北親、交睦、親和、双互、高校、広和、あけぼの、栄町、7区、8区、9区、試験場、北栄、北新得、北新得団地
第2投票区 7:00~ 19:00	新得小学校	一心の1、神社町、新生の1、新生の2、新進、西栄、春陽、ひばり、一心の2、春光、つつじヶ丘、若草、ひまわり、さくら、西和、しらかば、10区、11区
第3投票区 7:00~ 18:00	レティース・ファーム・スクール	上サホロ、21区
第4投票区 7:00~ 18:00	佐橋農業会館	22区、八栄区、23区、24区、かえて
第5投票区 7:00~ 19:00	屈足総合会館	北友、北星、新友、新緑、朝日の1、朝日の2、日の出、屈足親和、屈足常盤、第1新進、第2新進、屈足東進、誠、鉄南、さわやか、緑栄、第1北進、第2北進、緑、東和、25区、27区、千代富、屈足新生、34区、35区、36区
第6投票区 7:00~ 18:00	屈足農村環境改善センター	29区、30区、37区、38区、若葉、31区、32区、33区
第7投票区 7:00~ 16:00	富村牛小中学校	トムラウシ

## 投票できる方と入場券

新得町で投票できる方は、知事選挙は平成30年12月20日、道議会議員選挙は平成30年12月28日までに新得町に住所登録している方で、平成13年4月8日以前に生まれた方です。(但し、選挙人名簿に登録されている事が要件となります。)

投票所入場券は、3月22日までに皆様へ郵送いたします。

投票日には入場券を持参のうえ、指定された投票所にお越しく下さい。入場券を紛失したり、忘れてきた場合でも投票できますので投票所で入場券の再交付を受けてください。

(※もし入場券がお手元に届かない場合は、  
新得町選挙管理委員会へご連絡ください。)

## 期日前投票をご利用ください

投票日当日に、仕事やレジャーなどの理由で投票所に行けない方は、期日前投票をご利用ください。

【期 間】3月22日(金)~4月6日(土)  
(屈足支所は4月1日(月)~4月6日(土)まで)

【場 所】 役場1階第1会議室、役場屈足支所  
【時 間】 午前8時30分~午後8時  
(屈足支所は午後5時15分まで)

※期日前投票をされる方は、宣誓書の提出が必要となりますので、入場券の裏面に必要事項を記入の上、ご持参ください。

## 開 票 は 即 日 で す

開票は、投票日当日の午後8時10分から役場3階大会議室で行う予定です。開票参観人の受付は、午後7時50分からとなる予定です。



選挙について不明な点がございましたら町選挙管理委員会へお問い合わせください。

新得町選挙管理委員会 (64-5111)

## 町営住宅入居者募集

(3月1日～3月11日募集分)

## ☆新規募集住宅

## ○ 新得地区

団地名	部屋番号	建築年度	間取り	家賃 (円)	備 考
新進団地 (西3条南3丁目)	48 (平屋) ※バリアフリー	平成30	1DK	17,600～34,700	1人以上(所得制限あり) ユニットバス 給湯設備あり
清流団地 (3条南5丁目)	403 (平屋) ※バリアフリー	平成17	1DK	12,500～24,500	1人以上(所得制限あり) ユニットバス 給湯設備あり

## ☆継続募集住宅

※以下の住宅は、前回募集(2月15日～2月25日)の住宅です。

原稿印刷の関係上、すでに入居が決まっている住宅も含まれている場合がありますので、

詳細については、ご連絡ください

## ○ 新得地区

団地名	部屋番号	建築年度	間取り	家賃 (円)	備 考
栄町団地 (栄町123番地)	2 (2階)	昭和61	3DK	17,300～32,400	2人以上(所得制限あり) 浴槽、風呂釜あり シャワーと給湯設備なし
アメニティ24 (西1条南4丁目)	202 (2階)	平成3	1DK	22,100	単身者用(所得制限なし) ユニットバス 給湯設備あり 備付ストーブあり
アメニティ24 (西1条南4丁目)	303 (3階)	平成3	1DK	22,100	単身者用(所得制限なし) ユニットバス 給湯設備あり 備付ストーブあり
アメニティ30 (西1条南4丁目)	110 (1階)	平成2	1R	18,200	単身者用(所得制限なし) ユニットバス 給湯設備あり 備付ストーブあり

## ○ 屈足地区

団地名	部屋番号	建築年度	間取り	家賃 (円)	備 考
東進団地 (屈足柏町1丁目)	14 (2階)	平成12	3DK	23,800～37,000	2人以上(所得制限あり) ユニットバス 給湯設備あり
東進団地 (屈足柏町1丁目) ※特定目的住宅	7 (1階) ※バリアフリー	平成11	2DK	18,900～36,100	60歳以上または障がい者 1人以上(所得制限あり) ユニットバス 給湯設備あり

## 《入居資格》

- ・住宅に困っていることが明らかな方。
- ・税金、使用料等に滞納はなく、一定の収入がある方。
- ・連帯保証人がいる方。(町営住宅入居者はなれません)
- ・収入基準に該当する方。(収入基準についてはお問い合わせください)

## 《申込方法等》

- ・申込用紙は施設課町営住宅係・役場屈足支所に用意してありますので、必要事項を記入して**3月11日(月)**までに提出してください。
- ・入居者の決定は現在お住まいになっている住宅事情や家族数などを総合的に検討して町の入居基準により決定します。
- ・住宅設備など詳細は町営住宅係までご相談ください。



最新の募集情報につきましては施設課町営住宅係までお問い合わせください。

(施設課町営住宅係 64-0529)